

料金表（別紙）

2026.6.1

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用料 （提供開始以降 1 か月あたり）	4, 9 1 5 円
初回月の 1 回のみの加算金額	3, 3 3 6 円
指定居宅介護支援事業所に委託を開始した初回月の 1 回のみの加算金額	3, 3 3 6 円
虐待防止措置を実施していない場合の減算金額	4 5 円
業務継続計画を策定していない場合の減算金額	4 5 円
虐待防止措置及び業務継続計画を策定していない場 合の減算金額	8 9 円
介護職員等処遇改善加算金額 （1 か月あたり）	2. 1 %加算 （1 0 0 円～2 4 5 円）

なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用料は、町田市から町田市鶴川第 1 高齢者支援センター（委託指定居宅介護支援事業所）に全額支給されるため、利用者の自己負担はございません。